



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・一般競争入札の参加者の資格等	総務文書課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生について	漁業振興課
・道路の区域変更(2件)	道路維持課
・道路の供用開始(2件)	〃
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	総務文書課
・土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・落札者等	教育環境整備課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生活環境課
・警備員等に対する検定の実施	〃

## 告 示

### 長崎県告示第480号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 調達する特定役務の種類

調達する業務名は、次のとおりとする。

複写サービス等提供業務

##### (1) 複写サービスの提供(複合機の賃貸借、保守点検及び消耗品供給業務)

ア デジタルフルカラー複合機 モノクロ毎分75枚機以上、カラー毎分70枚機以上 89台

月予定枚数 モノクロ35,000枚、カラー6,000枚、2色印刷2,000枚

イ デジタルモノクロ複合機 毎分40~45枚機 10台

月予定枚数 モノクロ4,000枚

ウ デジタルモノクロ複合機 毎分65枚機以上 3台

月予定枚数 モノクロ21,000枚

##### (2) (1)の機器の運用に必要なとなるソフトウェアの賃貸借及び保守

#### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件  
複写サービス等提供業務仕様書に示す要件を満たすこと。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3で示す資格
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から、令和4年8月8日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 営業概要書
- ウ 委任状（※1）
- エ 法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ク 県税に関し未納がないことを証する証明書（※2）
- ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（※2）
- コ 印鑑届（様式第3号）
- サ 口座振替申込書（様式第4号）
- シ 仕様確認書（別途入札説明書に定める別記様式1）
- ※1ウについては、権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること。
- ※2ク及びケについては、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- 長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については月日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。
- 他の都道府県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」で、過年度分の滞納がないもの。

○国税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」

※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部総務文書課

(電話) 095-895-2113

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第481号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

琴海町長浦加入区

**長崎県告示第482号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 俵ヶ浦日野線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市船越町1623番4地先から 佐世保市船越町1621番5地先まで	前	11.4~29.4	154.3	
	後	11.2~15.1	154.3	

**長崎県告示第483号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字梅崎743番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字梅崎743番1地先まで	前	12.0~15.4	21.9	
	後	13.2~15.4	21.9	

**長崎県告示第484号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町長串553番地先から 佐世保市鹿町町長串439番1地先まで	令和4年7月15日

**長崎県告示第485号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	諫早市多良見町佐瀬字梅崎743番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字梅崎743番1地先まで	令和4年7月15日

**公 告****一般競争入札の実施（公告）**

複写サービス等提供業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 一般競争入札に付する事項****(1) 業務名**

## 複写サービス等提供業務

## ア 複写サービスの提供（複合機の賃貸借、保守点検及び消耗品供給業務）

- (ア) デジタルフルカラー複合機 モノクロ毎分75枚機以上、カラー毎分70枚機以上 89台  
月予定枚数 モノクロ35,000枚、カラー6,000枚、2色印刷2,000枚
- (イ) デジタルモノクロ複合機 毎分40～45枚機 10台  
月予定枚数 モノクロ4,000枚
- (ウ) デジタルモノクロ複合機 毎分65枚機以上 3台  
月予定枚数 モノクロ21,000枚

## イ アの機器の運用に必要なとなるソフトウェアの賃貸借及び保守

## (2) 業務の仕様等

複写サービス等提供業務仕様書による。

## (3) 履行期間

令和4年12月1日から令和9年12月31日まで

## (4) 履行場所

長崎県庁舎（長崎市尾上町3番1号）ほか

## (5) 予定数量

複写サービス等提供業務仕様書による。

## (6) 入札の方法

ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書の品名ごとに消費税抜き価格相当額（入札単価・入札総価）を記載すること。また、履行期間の業務実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額と入札総価の合計額）を記載すること。なお、単価で契約するものについては、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。

イ 入札単価に小数点以下がある場合は小数点第2位までとすること。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

## 2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 複写サービス等提供業務に関する令和4年7月15日付けの競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第480号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部総務文書課

（電話）095-895-2113

（提出期限）令和4年8月8日

## 4 入札参加条件

- (1) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする機器等の仕様確認書及びカタログ等を入

札参加資格審査申請の際に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部総務文書課

(電話) 095-895-2113

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和4年8月8日までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。

長崎県総務部総務文書課ホームページ上にも掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 開札の日時及び場所

(日時) 令和4年8月25日13時30分

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限) 令和4年8月24日17時00分(必着)

(提出先) 長崎県総務部総務文書課

(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便により上記受領期限内必着のこと。

郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。

郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札総価格に、入札総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額と契約総価の合計額(以下「総価格」という。)に、総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(総価格に、総価格の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(様式第8号)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 13 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価・入札総価が、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価・予定総価の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格が最低である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 15 Summary

- (1) Copy service contract (compound contract for copier usage and supply of consumables) :

## ① Provision of copy service

- (a) Digital Color Copier (89 machines) - Color copy rate of at least 70 sheets per minute, and monochrome copy rate of at least 75 sheets per minute.

Expected usage per month: monochrome 35,000 sheets, color 6,000 sheets, two color printing 2,000 sheets.

- (b) Digital Monochrome Copier (10 machines) - Copy rate of at least 40~45 sheets per minute.  
Expected usage per month: 4,000 sheets.
- (c) Digital Monochrome Copier (3 machines) - Copy rate of at least 65 sheets per minute.  
Expected usage per month: 21,000 sheets.
- ② Lease of software. that are needed in the operation of the digital multifunction devices
- ③ Maintenance of software
- (2) Contract period :  
From 1st Dec. 2022 to 31 Dec. 2027
- (3) Place of delivery :  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 P.M. 24 Aug. 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:  
1:30 P.M. 25 Aug. 2022
- (6) Point of Contact  
General Archives Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL.095-895-2113

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小迎南風崎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
北 川 和 道	西海市西彼町小迎郷2649	北 川 和 道	西海市西彼町小迎郷2649
山 下 朝 行	西海市西海町川内郷1059	山 下 朝 行	西海市西海町川内郷1059
船 木 総 光	西海市西海町水浦郷178	船 木 総 光	西海市西海町水浦郷178
川 口 芳 治	西海市西彼町小迎郷661	高 木 禎一朗	西海市西彼町平山郷2447-28
中 村 正 俊	西海市西海町七釜郷1515	中 村 正 俊	西海市西海町七釜郷1515
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
北 川 公 明	西海市西彼町小迎郷644	北 村 保 昭	西海市西彼町小迎郷1003-2
別 頭 繁 昭	西海市西彼町小迎郷2176	別 頭 繁 昭	西海市西彼町小迎郷2176



**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称及び数量  
県立学校用ソフトウェアライセンス使用許諾権契約 4,660ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県教育庁教育環境整備課  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3323
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和4年6月24日
- 5 落札者  
福岡県福岡市中央区大名2丁目9-27  
株式会社内田洋行 九州支店 支店長 坂口 秀雄
- 6 落札価格  
88,633,200円（消費税及び地方消費税は含まない）
- 7 入札公告日  
令和4年5月13日
- 8 落札方式  
最低価格

**公安委員会告示****長崎県公安委員会告示第31号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- 2 講習の種別
  - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
  - (2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 3 実施期日
  - (1) 新規取得講習  
令和4年8月18日（木）から同月24日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の5日間
  - (2) 追加取得講習  
令和4年8月23日（火）及び同月24日（水）の2日間
- 4 実施場所  
長崎市桜町9番6号  
長崎県勤労福祉会館
- 5 受講定員

- (1) 新規取得講習  
15人
  - (2) 追加取得講習  
5人
- 6 受講対象者
- (1) 新規取得講習  
次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの
  - (2) 追加取得講習  
2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの
- 7 受講申込手続
- (1) 申込期間  
令和4年7月20日（水）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。
  - (2) 申込場所  
次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。  
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
    - ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
    - イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
    - ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係
  - (3) 提出書類
    - ア 新規取得講習
      - ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
      - ㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通
        - a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
        - b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
        - c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
        - d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
        - e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
    - イ 追加取得講習
      - ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
      - ㊧ 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のaからeまでに掲げる書面 1通

## 8 講習手数料及び納付方法

## (1) 講習手数料

- ア 新規取得講習  
38,000円
- イ 追加取得講習  
14,000円

## (2) 納付方法

受講申込時に、長崎県収入証紙により納付すること。  
なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

## 9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会  
長崎市万屋町2-21-211

## 10 その他

## (1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。

## (2) 講習関係

- ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。
- イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

## (3) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

**長崎県公安委員会告示第32号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 検定を行う警備業務の種別及び区分  
交通誘導警備業務2級

## 2 検定の日時、場所及び検定予定人員

- (1) 日時  
令和4年10月15日（土）午前10時から午後6時までの間

## (2) 場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

- (3) 検定予定人員  
15人

## 3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長崎県内に住所を有する者
- (2) 長崎県内の営業所に属する警備員

## 4 検定試験内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和4年7月25日（月）から同年8月3日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
  - (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
  - (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
    - a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
    - b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料

14,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日、検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

- ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二一  
一一四

印刷所  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
弥ト